

岐阜県公報

第二千五百二十三号
平成二十六年二月二十一日

(金曜日)

目次

告示

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(地域福祉国保課) 八三ページ

指定介護機関の廃止の届出

(同) 八六

指定介護機関の休止の届出

(同) 八七

廃川敷地等の発生

(河川課) 八八

保安林の指定予定

(下呂農林事務所) 八八

内水面漁場管理委員会告示

(内水面漁場管理委員会) 八九

公示

落札者等に関する公示

(情報企画課) 八九

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 九〇

岐阜県告示第四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

告示

医療法人昇陽会	大垣市桐ヶ崎町八〇	介護予防 通所リハ ビリテー ション	城北整形外科クリニック	大垣市桐ヶ崎町八〇	同
株式会社さん・さん	岐阜市柳津町東塚三 七三	訪問介護	さん・さん笠松訪問介護 業所	羽島郡笠松町門間字四 反田一七五二	同
株式会社さん・さん	岐阜市柳津町東塚三 七三	介護予防 訪問介護	さん・さん笠松訪問介護 業所	羽島郡笠松町門間字四 反田一七五二	同
株式会社さん・さん	岐阜市柳津町東塚三 七三	訪問看護	さん・さん笠松訪問看護 サービス	羽島郡笠松町門間字四 反田一七五二	同
株式会社さん・さん	岐阜市柳津町東塚三 七三	介護予防 訪問看護	さん・さん笠松訪問看護 サービス	羽島郡笠松町門間字四 反田一七五二	同
株式会社さん・さん	岐阜市柳津町東塚三 七三	通所介護	さん・さん笠松通所介護 業所	羽島郡笠松町門間字四 反田一七五二	同
株式会社さん・さん	岐阜市柳津町東塚三 七三	介護予防 通所介護	さん・さん笠松通所介護 業所	羽島郡笠松町門間字四 反田一七五二	同

岐阜県告示第四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該介護機関を廃止

平成二十六年二月二十一日

した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
坪 口 昇	大垣市桐ヶ崎町八〇	訪問リハ ビリテー ション	城北整形外科クリニック	大垣市桐ヶ崎町八〇	平成二五・四・三〇
坪 口 昇	大垣市桐ヶ崎町八〇	介護予防 訪問リハ ビリテー ション	城北整形外科クリニック	大垣市桐ヶ崎町八〇	同
坪 口 昇	大垣市桐ヶ崎町八〇	居宅療養 管理指導	城北整形外科クリニック	大垣市桐ヶ崎町八〇	同

坪口	昇	大垣市桐ヶ崎町八〇	介護予防 居宅療養 管理指導	城北整形外科クリニック	大垣市桐ヶ崎町八〇	同
坪口	昇	大垣市桐ヶ崎町八〇	介護予防 通所リハ ビリデー シヨーン	城北整形外科クリニック	大垣市桐ヶ崎町八〇	同

岐阜県告示第四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該介護機関を休止

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十六年二月二十一日

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	休止年月日
山県市社会福祉協議会	山県市岩佐一七七	山県市社会福祉協議会ケア プランステーション	山県市高木一〇〇〇	平成二五・五・一

岐阜県告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該介護機関の名称

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十六年二月二十一日

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
医療法人社団智徳会	関市寿町一 一 二三	真鍋内科介護支援センター	関市神明町一 五	平成二五・四・一

居宅介護 支援事業	サービス の種類
--------------	-------------

新	関市寿町一 一 二三
旧	関市神明町一 五

平成二五・四・一

株式会社アイランドジー・アイ
瑞浪市土岐町七三三四
通所介護

新 アイランドジー・アイ
ますみデイサービス
旧 アイランドジー・アイ
ますみデイサービス

瑞浪市土岐町七三三四 平成二五・四・一

株式会社アイランドジー・アイ
瑞浪市土岐町七三三四
介護予防
通所介護

新 アイランドジー・アイ
ますみデイサービス
旧 アイランドジー・アイ
ますみデイサービス

瑞浪市土岐町七三三四 平成二五・四・一

有限会社 あおい治療院
新 多治見市京町六
七五 六
旧 多治見市住吉町一
二〇
居宅介護
支援事業

有限会社 あおい治療院
新 多治見市京町六
七五 六
旧 多治見市住吉町一
二〇

新 多治見市京町六 平成二五・四・二四
七五 六
旧 多治見市住吉町一 二〇

山県市社会福祉協議会
山県市岩佐一 一七七
居宅介護
支援事業

新 山県市協介護支援セ
ンター
旧 山県市社会福祉協議会
在宅介護支援センター

山県市岩佐一 一七七 平成二五・五・一

岐阜県告示第四十四号

神通川水系に係る一級河川蒲田川における河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係書類は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県古川土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 河川の名称

神通川水系蒲田川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十六年二月二十一日

三 廃川敷地等の位置

高山市奥飛驒温泉郷村上字山崎一四二九番地先

四 廃川敷地等の種類

土地

五 廃川敷地等の数量

一三八・三一平方メートル

岐阜県告示第四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>一 保安林予定森林の所在場所 下呂市萩原町大ケ洞字向林七五八の一、七五八の二〇</p> <p>二 指定の目的 落石の危険の防止</p> <p>三 指定実施要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主伐は、択伐による。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>岐阜市数田南一丁目一番二号 岐阜県水産会館 第三会議室</p> <p>三 議題 共同漁業の漁場計画の変更について（揖斐川水系 内共第一号）</p> <p>四 その他 公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、発言内容の趣旨等を書面で、平成二十六年二月二十五日までに岐阜市数田南一丁目一番一号 岐阜県農政課水産振興室内の岐阜県内水面漁場管理委員会事務局に提出すること。</p>
<p style="text-align: center;">内水面漁場管理委員会告示</p> <p style="text-align: center;">岐阜県内水面漁場管理委員会告示第三号</p> <p>岐阜県知事に漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第二項の意見を述べるに当たり、同条第四項の規定により利害関係人から意見を聴するため、次のとおり公聴会を開催する。</p> <p style="text-align: center;">平成二十六年二月二十一日</p> <p style="text-align: center;">岐阜県内水面漁場管理委員会 会 長 太 田 嘉 俊</p> <p>一 開催日時 平成二十六年三月三日（月）午後一時三十分から</p> <p>二 開催場所</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">落札者等に関する公示</p> <p>岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成二十六年二月二十一日</p> <p style="text-align: right;">岐阜県知事 古 田 肇</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調達物品の名称及び数量 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電子複写機（白黒）複写料の単価契約 131台 (2) 電子複写機（カラー）複写料の単価契約 2台 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 3 入札公告を行った日 平成25年12月26日 4 落札者を決定した日 平成26年2月6日 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市西荘四丁目7番5号 日東事務機株式会社 代表取締役 村瀬 尚宏 6 落札金額 234,582,500円 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県総合企画部情報企画課

